



1958年12月1日創立 国際ロータリー 第2730地区

# 鹿児島南ロータリークラブ

2023-2024年度 国際ロータリーテーマ 2023-2024年度 RI第2730地区テーマ  
「世界に希望を生み出そう」「平和を求め、希望あふれる、明るいロータリーライフを進めよう」

週報

Vol.66 No.26

令和6年(2024年)

3月6日

2023-2024年度 クラブのスローガン 「**広げよう友の輪、楽しもうロータリー**」

姉妹クラブ: 台湾高雄東 RC 友好クラブ: フィンランド ロヴァニエミ・サンタクロース RC ドイツ カールシュタット・アルンシュタイン RC 宮城県多賀市 多賀城 RC

会長: 柳元 尚喜 会長エレクト: 盛澤 篤司 会長ノミネー: 直井 圭介 幹事: 杉原 浩

2023-2024年度 RI会長 ゴードン・マッキナリー

2023-2024年度 RI第2730地区ガバナー 池ノ上 克(宮崎RC)

市内グループガバナー補佐 A: 瀬川 英憲(鹿児島城西RC) B: 有川 達也(鹿児島RC)

【事務所】  
〒890-0062 鹿児島市与次郎1丁目8-10  
TEL:099(254)1117 FAX:099(254)1119  
E-mail:south-rc@po.minc.ne.jp  
【例会日】 毎週水曜日 12:30~13:30  
【例会場】 サンロイヤルホテル

Rotary 【第3091回例会】 会員卓話「ホームカミング制度について」 池田京子会員

## 令和6年2月28日 第3090回例会

[点鐘] [ロータリーソング] それでこそロータリー

[四つのテスト唱和] 盛澤会員

[ゲスト紹介] 卓話者 学校法人希望が丘学園・学園統括顧問 日置光久様

### 会長の時間

皆様、こんにちは。

先週は KYT 鹿児島読売テレビのアナウンサー内田直之様に卓話をいただきました。ご承知のように「news every. かごしま」のメインキャスターとしてご活躍されています。お会いした印象はテレビで拝見する印象そのままでしたが、実年齢よりもとてもお若くみえました。埼玉県のご出身、今年で24年目とされるとのことで、人生の半分以上を鹿児島で過ごされていることとなります。

「絶対、現場主義。自ら取材し納得のいく情報を」を信念に「鹿児島のギモンを解決！ないごて!？」では、身近な疑問を徹底取材、行政まで動かしたこれまでの実績をお話いただきました。「そうだったのか!」と思う案件もありました。先週の例会で話した「児童の日焼け止め」の件、さっそく家内に話したところ、ママさんの間ではテレビのおかげと理解されていたようでした。内田アナウンサーにおかれましては、趣味のゴルフやサウナを楽しみつつ、ご家族と一緒に鹿児島ライフを満喫いただけたらと思います。今後ますますのご活躍を祈念いたします。

さて、本日は時事ネタを用意いたしました。

確定申告がはじまり繁忙な日々を過ごしています。確定申告の期間は通常2月16日から3月15日の1か月間です。今年はインボイス制度が導入されて初めての確定申告と言うこともあり、例年よりも業務量が増えています。

そんな中、「#確定申告ボイコット」という#(ハッシュタグ)に関連付けられたSNS上の怒りの投稿が話題となりニュースで取り上げられています。これについて岸田首相も「国民の厳しい目、強く感じる」と所感を述べておられました。時期も時期ですので、税務署へも多くのクレームが寄せられているようです。税務署員の方々もたまったものではありません。ただでさえ大変な時期に税務行政の混乱は避けたいところです。こうした投稿の背景は納税に対する不公平感にあると思います。感覚的に不公平だと思われる方は多いと思いますが、現行の税制に照らして専門家の立場からお話ししたいと思います。

まず前提として理解しておかなければならないのは、政党や派閥などの団体が寄付やパーティーで集めた収入の税法上の取扱いについてです。政治団体等が集めたこうし

た収入は原則として課税されません。政治団体も一般の事業会社のように法人税が課税される対象とはなりません。法人税が課税されるのは収益事業のみなので、政治団体が集めた寄付やパーティー収入は収益事業に該当せず、課税対象とはならないのです。こうした場面での引用は適切ではないかもしれませんが、ロータリークラブも会費収入が毎年ありますが、仮に収支がプラスでも同様の理由で法人税の課税はありません。

一方、個人が受けた政治献金収入は雑所得として所得税の課税対象となります。

政治団体が集めた政治資金が個人に還流され、私的に使っていたのであれば、そもそも論外、政治活動に使っていても、団体としての活動なのか、個人的な活動なのか線引きが難しいところですが、団体の政治資金収支報告書に記載がなかったのであれば団体を経由して実質的には個人が受け取ったものとして申告しなければならないのでは?という話になってきます。政治資金収支報告書への不記載は、政治資金規正法の問題ではありますが、所得税法上の問題とも言えます。事業者であれば税務調査を経験されている方も多いと思いますが、後出しじゃんけんは通常は許してもらえません。ペナルティが課せられます。疑わしきは徹底的に調査されます。政治資金収支報告書の訂正に対して、税務当局はどのような対応をするのだろうか、と当初より思われた方もいらしたかもしれませんが、以上が、政治資金規正法の問題が、税の問題として議論されている背景です。

「#確定申告ボイコット」は真面目に納税している国民の怒りの声というわけです。主張は個人個人の自由だと思いますが、ボイコットをあおる投稿も多く目にしますが、実際に確定申告のボイコットはやめていただきたいところです。理由はともあれ、申告納税は国民の義務なので、本来納める税金に加えてペナルティも課せられます。場合によっては脱税といった汚名まで着せられてしまいかねません。そして何より結局は批判の矢面になっている方々と同じ穴のムジナということです。

繰り返しになりますが、納税は国民の義務、ルールに従って行うべきものです。納税の問題と政治責任とは基本的に無関係であると思いますが、誤解されかねない説明が鈴木財務相からなされたことが火に油を注ぎました。問題の本質は税務申告の有無ではないと思います。「#確定申告ボイコット」は、国民の義務として、せめて税務申告を適切に行った上で、本質的な議論をしてほしいという真面目な国民の主張だと思います。